

第6章 基本的施策

本県では、平成28年7月に有識者からなる「香川県食品廃棄物削減推進協議会」を設置して、主に家庭から出る食品ロスの削減を目指して、食品ロスを減らすライフスタイルを環境・身体・家計にかしこい『スマート・フードライフ』と名付け、推進キャラクター『たるる』を活用した普及啓発を中心とする各種施策に取り組んできました。

これまでに、スマート・フードライフセミナーや食品ロス削減レシピコンテストなどの各種啓発イベントを実施したほか、スマート・フードライフの実現に向けて食品ロスを削減する具体的な手法を収録した事例集を作成・配布するなど、スマート・フードライフを普及させるための各種施策を実施してきました。

また、調理を通じて食品ロス削減のコツを学ぶスマート・フードライフ料理教室を県内各地で開催しているほか、くらしのセミナーや環境キャラバン隊などでの出前講座や大型商業施設での啓発イベントの実施、市町と連携した出前イベントでの啓発活動など、さまざまな機会を通じて、幅広い層の県民にスマート・フードライフが認知されるよう努めています。

さらに、会食での食品ロスを減らす取り組みである「30・10運動」の普及啓発にも併せて取り組んでおり、関係団体の協力を得ながら、会食を実施する企業・団体と会食の場を提供する飲食店等の双方に対して実施を呼び掛けているところです。

令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法では、事業者、消費者、県、市町、関係団体等の多様な主体が連携して、食品ロスの削減を総合的に推進することとされており、今後は同法の趣旨を踏まえて事業者から出る食品ロスの削減に向けた施策のほか、本県の現状や特性に応じた施策を推進する必要があります。

そこで、国が実施する食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程における取り組みのほか、本県における食品ロスの現状と特性、これまでに実施してきた施策等を踏まえ、以下の施策に取り組み、食品ロスの削減をより一層、推進します。

1 教育及び学習の振興、普及啓発等

県民が食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、エシカル消費¹¹や食育に関する取り組みと連携しながら、学校や地域等において、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を高める教育や普及啓発の施策を推進します。

その際、国が展開している食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」

¹¹ エシカル消費(倫理的消費):人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動

や全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会¹²等との連携を図ります。

①スマート・フードライフの普及啓発

令和2年8月に実施した県政モニターアンケートでは、94.1%が「食品ロス」という言葉を「知っている」と回答しており、大多数の県民が食品ロスの問題を認知しているものと考えられます。一方で、「スマート・フードライフ」を「知っている」との回答は10.8%にとどまっており、県民に十分に浸透しているとは言えない状況です。

そのため、創意工夫を凝らした普及啓発により、県民へのスマート・フードライフの定着を図ります。

②市町と連携した普及啓発

県民への普及啓発は、県民に身近な市町と連携して実施することが効果的であるため、引き続き、各種イベント等において市町と合同で出展するなど、市町と連携した普及啓発を実施します。

③出前講座等の実施

食品ロスの問題が幅広い世代に認知されるよう、引き続き、環境キャラバン隊やくらしのセミナーにおいて講座を設けます。

各種講座には、県職員のほかに食品ロス削減についての見識を有する者を認定し、講師として派遣するなど、県民がより参加しやすい講座となるよう検討します。

また、動画の配信やオンライン学習ができるツール等を整備することにより、各種講座への参加が難しい場合であっても、食品ロスについて学ぶ機会を確保できるよう努めます。

④「30・10運動」の推進

会食の機会が増えるシーズンを中心として、県民に対する啓発のほか、会食を行う企業・団体と会食の場を提供する飲食店等の双方に対しても実施を呼び掛けるなど、「30・10運動」の定着に向けた取組みをより一層推進します。

⑤SNS等の活用

将来を担う世代に的確に情報発信するため、若い世代が活発に利用するSNSを活用した普及啓発に取り組みます。

¹² 「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として、平成28年10月10日に設立された自治体間のネットワーク

2 事業者の取組みに対する支援

先進事例等の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための取組みを推進します。

①「かがわ食品ロス削減協力店制度」の運用

食品ロス削減に取り組む事業者を『かがわ食品ロス削減協力店』として認定・登録し、その取組みを広く周知します。

②規格外や未利用の食品を活用する取組みに対する支援

様々な理由により通常の流通経路での販売等が困難な規格外や未利用の農林水産物を活用（加工・販売等）する取組みを支援します。

また、食品製造の過程で生じる端材や規格外品等を活用する取組みが広がるよう、事業者や関係団体との連携を促進します。

③事業者の取組みに対する消費者理解の促進

食品ロス削減のための商慣習の見直し（賞味期限表示の大括り化、納品期限の緩和等）を推進する事業者の取組みに対して、消費者理解が促進されるよう啓発を実施します。

④事業者と連携した取組みの実施

『かがわ食品ロス削減協力店』の登録店と連携したキャンペーン等を実施します。

3 表彰制度

県民及び事業者等に食品ロス削減の重要性が広く認知され、削減の機運が醸成されるとともに、それぞれの取組みが促進されるよう、優れた取組みや先進的な事例に対する表彰制度を実施します。

4 実態把握及び先進的事例等に関する情報収集と情報提供

新型コロナウイルス感染予防の観点から、本計画策定時点では実施を見合わせた家庭系食品ロスの発生量及び発生要因に関する実態調査（一般廃棄物の組成調査）について、感染状況に配慮しつつ、適時、実施することができるよう、実施主体となる市町との連携を推進します。

また、事業系食品ロスに関する実態をより詳細に把握するため、事業者へのアンケート調査等の実施を検討します。

県政モニターアンケートを継続的に実施し、県民の食品ロスの認知度や削減への取組状況等の把握に努めます。

食品ロスの削減に向けた先進的・効果的な取組事例に関する情報収集や調

査に努め、情報発信するとともに、事業者や関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロスを削減するための課題やその解決に向けた取組みについて、情報を共有します。

外出における持ち帰り等、食の安全・安心にとくに留意する必要がある事項については、消費者と事業者が安心して取り組むことができるよう国の動向や先進事例の情報収集に努めます。

5 フードバンク活動への支援等

フードバンク活動(※1)は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者や子ども食堂への支援等の福祉の観点からも意義のある取組みです。

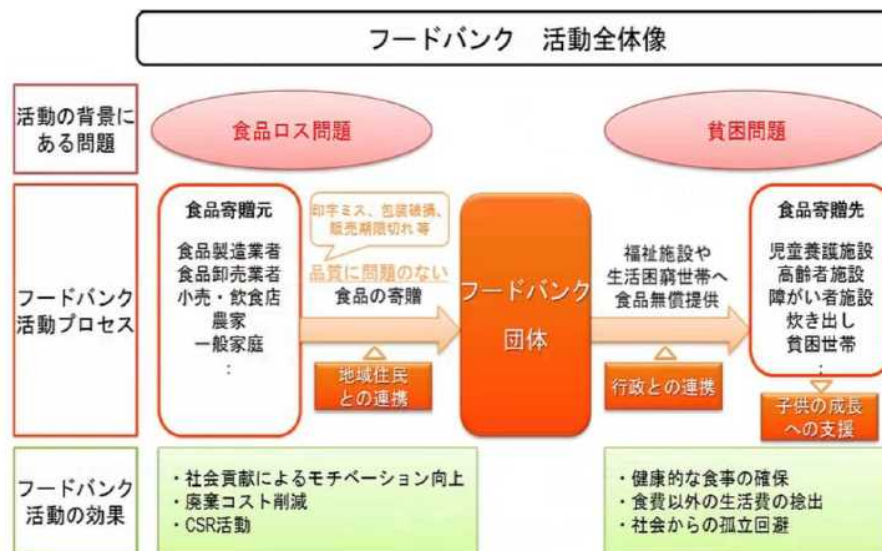
そのため、フードバンク活動の認知度を向上させるとともに、支援が広がるよう、県民及び事業者等に対して、フードバンク活動への理解を促進します。

また、国による検討状況を踏まえ、食品関連事業者及び福祉団体等とフードバンク団体とのマッチングや提供される食品の情報共有等が促進されるよう支援します。

さらに、フードバンク団体の活動基盤の強化に向けて、フードバンク団体と連携を図り、フードドライブ活動(※2)とともに、必要な支援について検討します。

※1 フードバンク活動

包装の破損や印字ミス、賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を事業者等から引き取って、福祉施設等へ無償提供する活動



(出典) 一般社団法人全国フードバンク推進協議会 HP

※2 フードドライブ活動

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体を通じて、必要としている福祉団体や施設等に寄付する活動